

目 次

I 寝屋川市の概要

1 市の概要	1
2 市の沿革	1
3 人口・世帯	2

II 財政

1 一般会計予算額及び決算額	3
(1) 歳入	3
(2) 歳出	3

III 市税総括

1 市税収入額等の推移	5
2 税目別調定額及び収入額	6
3 市税調定額の構成比	7
4 1人あたり、1世帯あたりの市税収入額	7

IV 市民税

1 個人市民税	
(1) 納税義務者数	8
(2) 給与に係る特別徴収義務者数	9
(3) 調定額	9
(4) 納税義務者1人あたり調定額	9
(5) 所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等	10
2 法人市民税	
(1) 法人数	12
(2) 平成21年度均等割区分別申告法人数	12
(3) 調定額	13
(4) 業種別調定額	13

V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1 固定資産税	
(1) 納税義務者数	14
(2) 調定額	14
(3) 土地	15
(4) 家屋	16
(5) 償却資産	17
(6) 交付金・納付金	17

2	都市計画税	
(1)	調定額等	18
3	特別土地保有税	
(1)	一般分	18
VI	軽自動車税、市たばこ税及び入湯税	
1	軽自動車税	
(1)	車種別課税台数及び調定額	19
2	市たばこ税	
(1)	調定額等	20
3	入湯税	
(1)	調定額等	20
VII	地方譲与税及び府交付金等	
1	地方譲与税	21
2	府交付金等	21
VIII	徴収	
1	徴収率の推移	23
2	歳出還付金、還付加算金	24
3	前納報奨金交付額	24
4	不納欠損額	24
5	平成21年度口座振替（自動払込）額	24
IX	その他	
1	徴税費の状況	25
2	税務機構及び事務分掌	26
3	税務職員の年齢及び経験年数等	27
4	税務職員の手当	27
5	税務証明	28
※	税率の変遷	
	市民税の税歴	30
	諸税の税歴	46

I 寝屋川市の概要

1 市の概要

寝屋川市は、大阪府の東北部、淀川左岸に位置し、大阪市域の中心より 15 km、京都市域の中心より 35 km の距離にあります。

また、本市の東部は交野市、西部は淀川を境として高槻市、摂津市に接し、南部は守口市、門真市、大東市及び四條畷市と、北部は枚方市に接し、北河内地域の中心部に位置しています。

市の地勢は、東部丘陵地帯と西部平坦地帯の二つに大別され、丘陵地帯は生駒山系の一部をなし海拔約 50m です。平坦地帯は主として沖積層からなる海拔 2 ～ 3 m の平地です。

○ 市の広さ

面積	24.73 km ²
東西	6.89 km
南北	7.22 km

2 市の沿革

古代より生駒山系は人類の住みついたところで、本市の東部丘陵地帯はこの生駒山系に属し、市内の太秦地区には石器時代の古墳があります。

寝屋川市のある大阪東北部（旧北河内郡）は平野がひらけ、古くから穀倉地帯として農耕を営んでいました。江戸時代に入って、米作を中心に菜種、麦などのほか河内木綿の原料の綿を作り、丘陵地帯では茶、甘薯、筍の栽培などが盛んになってきました。

明治 22 年に町村制が施行され、市域に九個荘村、寝屋川村、豊野村、友呂岐村、水本村が成立しました。

また、明治 43 年には京阪電車が開通し、その沿線が徐々に発展の途をたどることになりました。

本市は、昭和 18 年に淀川沿いの平野部と東部丘陵地の 1 町 3 村をもって寝屋川町となり、昭和 26 年 5 月には人口約 3 万人で府内 16 番目の市として誕生しました。

こうした中、大動脈である国道や衛星都市を結ぶ府道が完成、都市形態が整備されるにつれて、各企業が進出、本市は大きな変ぼうを遂げました。

昭和 36 年には水本村と合併、その後昭和 40 年代にかけて、年間に 2 万人という爆発的な人口増が続くなど、大阪都市圏のベッドタウンとして発展し、人口約 25 万人の都市となりました。その後、人口の社会移動も減少するとともに定住化の兆しを示し、ほぼ 24 万人で安定しました。市制施行 50 周年を迎えた平成 13 年には、特例市となりました。

現在は、「魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川」を目指して、市民との協働によるまちづくりを進めているところです。

3 人口・世帯(各年1月1日現在、外国人登録を含む)

	人口 (人)	世帯数 (世帯)	一世帯あたりの人口 (人)	1平方キ。あたりの人口密度 (人)	人口の前年度比 (%)	平成19年を100とした場合の人口指数
19年	244,914	103,654	2.36	9,904	99.5	100.0
20年	243,695	104,218	2.34	9,854	99.5	99.5
21年	243,401	105,184	2.31	9,842	99.9	99.4
22年	243,215	106,180	2.29	9,835	99.9	99.3
23年	242,562	106,745	2.27	9,808	99.7	99.0

図1 人口の推移

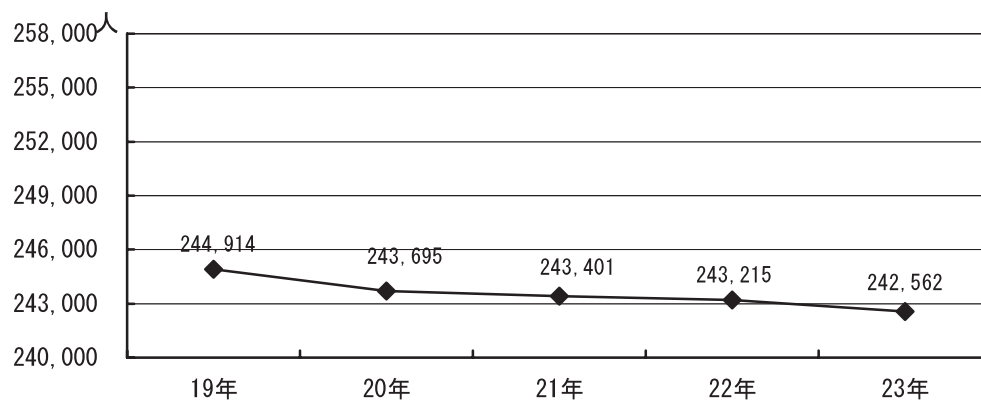
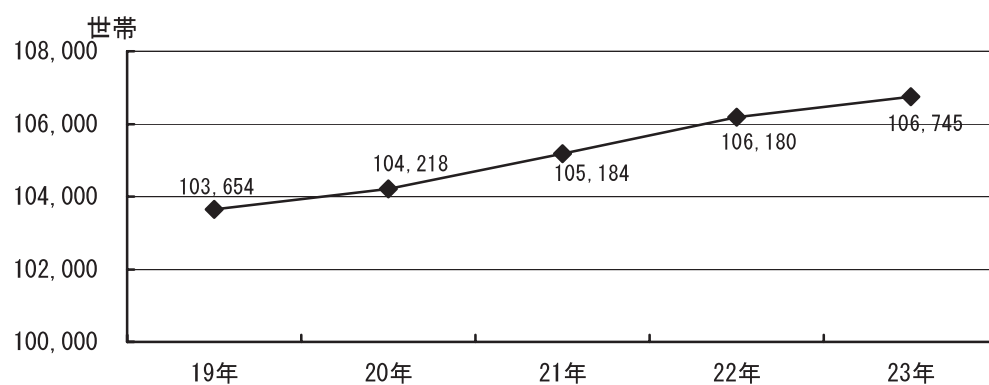


図2 世帯数の推移



II 財政

1 一般会計予算額及び決算額

(1) 歳入

(単位：千円、%)

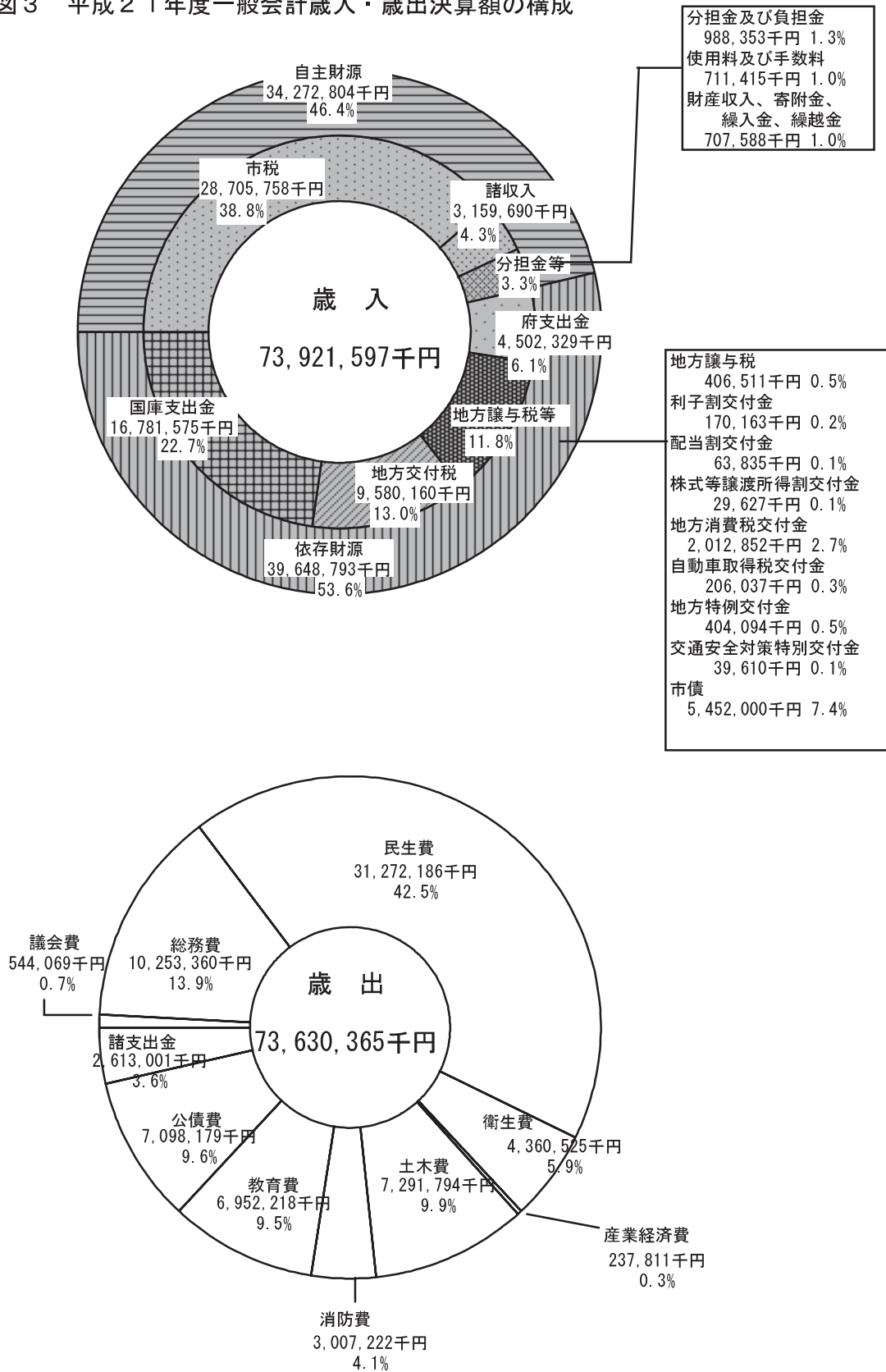
款 別	20年度				21年度			
	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
市 税	30,434,069	101.1	29,886,868	100.1	29,109,636	95.6	28,705,758	96.0
市 民 税	14,309,219	101.0	14,137,378	99.4	13,005,841	90.9	13,155,765	93.1
固 定 資 産 税	11,591,512	102.1	11,494,112	101.2	11,586,132	100.0	11,392,975	99.1
軽 自 動 車 税	180,972	101.9	179,091	103.1	182,677	100.9	185,650	103.7
市 た ば こ 税	1,432,845	92.3	1,475,887	95.8	1,423,291	99.3	1,396,635	94.6
特別土地保有税	294,150	100.0	0	0.0	294,150	100.0	0	0.0
入 湯 税	8,358	78.7	7,659	95.5	7,449	89.1	7,502	98.0
都 市 計 画 税	2,617,013	102.4	2,592,741	101.8	2,610,096	99.7	2,567,232	99.0
地 方 譲 与 税	423,000	86.0	437,002	96.5	410,000	96.9	406,511	93.0
利 子 割 交 付 金	377,000	165.4	200,148	88.3	207,000	54.9	170,163	85.0
配 当 割 交 付 金	279,000	218.0	78,756	39.2	74,000	26.5	63,835	81.1
株式等譲渡所得割交付金	122,000	124.5	27,897	22.8	22,000	18.0	29,627	106.2
地方消費税交付金	2,024,000	84.1	1,906,699	92.5	2,142,000	105.8	2,012,852	105.6
自動車取得税交付金	330,000	66.4	362,984	93.1	234,010	70.9	206,037	56.8
地方特例交付金	391,364	202.5	462,928	239.6	398,000	101.7	404,094	87.3
地 方 交 付 税	9,380,010	99.1	9,383,644	99.0	9,563,167	102.0	9,580,160	102.1
交通安全対策特別交付金	46,000	100.0	39,831	89.3	46,000	100.0	39,610	99.4
分 担 金 及 び 負 担 金	1,033,413	103.4	988,377	102.0	1,013,574	98.1	988,353	100.0
使用料及び手数料	879,681	102.2	781,616	89.3	811,575	92.3	711,415	91.0
国 庫 支 出 金	16,191,619	149.3	13,060,690	126.9	18,437,322	113.9	16,781,575	128.5
府 支 出 金	4,556,323	103.0	4,380,095	102.7	4,970,524	109.1	4,502,329	102.8
財 産 収 入	586,712	1,455.9	481,343	950.3	130,416	22.2	147,165	30.6
寄 附 金	3,087	28.5	1,433	12.1	13,817	447.6	14,501	1,011.9
繰 入 金	922,292	70.1	520,115	86.7	195,462	21.2	190,284	36.6
繰 越 金	299,087	219.8	299,087	219.8	355,637	118.9	355,638	118.9
諸 収 入	3,199,434	103.7	3,167,315	99.8	3,119,603	97.5	3,159,690	99.8
市 債	5,932,700	115.4	5,261,900	108.1	7,536,900	127.0	5,452,000	103.6
計	77,410,791	109.8	71,728,728	105.1	78,790,643	101.8	73,921,597	103.1

(2) 歳出

(単位：千円、%)

款 別	20年度				21年度			
	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
議 会 費	565,213	98.3	556,723	100.1	562,088	99.4	544,069	97.7
総 務 費	12,135,517	161.2	9,348,905	127.8	10,931,491	90.1	10,253,360	109.7
民 生 費	30,559,783	106.1	29,213,038	104.5	32,588,750	106.6	31,272,186	107.0
衛 生 費	4,312,754	83.8	4,087,486	82.8	4,733,013	109.7	4,360,525	106.7
産 業 経 済 費	271,707	104.4	225,135	90.2	247,874	91.2	237,811	105.6
土 木 費	8,235,891	96.2	7,064,248	91.4	8,861,826	107.6	7,291,794	103.2
消 防 費	3,161,584	95.1	3,156,741	95.1	3,013,179	95.3	3,007,222	95.3
教 育 費	6,789,097	110.7	6,510,986	111.1	7,951,092	117.1	6,952,218	106.8
災 害 復 旧 費	50	100.0	0	100.0	50	100.0	0	0.0
公 債 費	7,476,027	102.5	7,342,440	101.7	7,203,645	96.4	7,098,179	96.7
諸 支 出 金	3,868,756	137.0	3,867,388	137.0	2,615,442	67.6	2,613,001	67.6
予 備 費	34,412	55.2	0	0.0	82,193	238.8	0	0.0
計	77,410,791	109.8	71,373,090	105.0	78,790,643	101.8	73,630,365	103.2

図3 平成21年度一般会計歳入・歳出決算額の構成



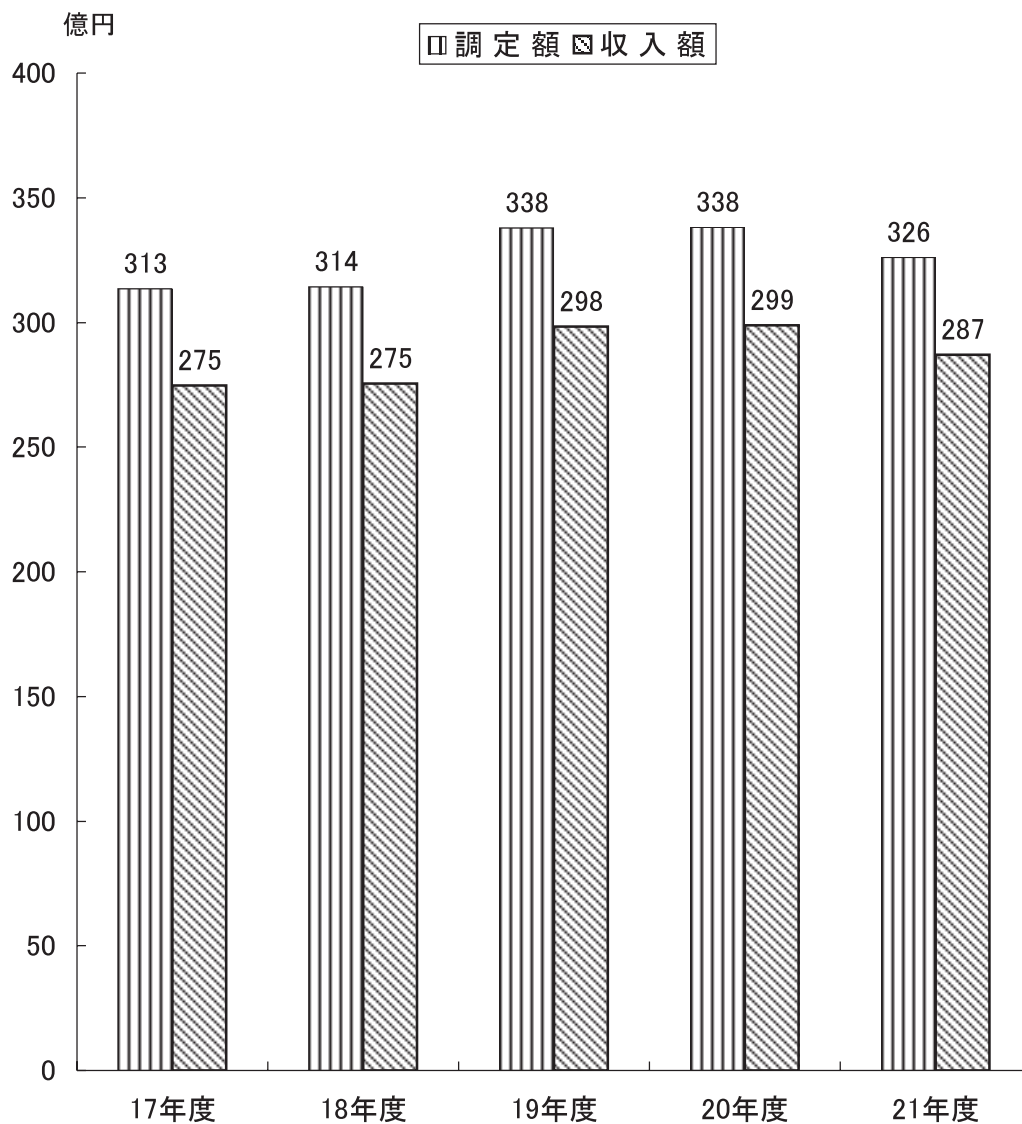
Ⅲ 市税総括

1 市税収入額等の推移

(単位：千円、%)

区分 年度	予 算 額		調 定 額		収 入 額	
		前年度比		前年度比		前年度比
17	27,620,067	97.4	31,336,371	100.6	27,481,018	100.9
18	28,565,834	103.4	31,423,793	100.3	27,539,890	100.2
19	30,108,155	105.4	33,784,643	107.5	29,842,772	108.4
20	30,434,069	101.1	33,824,808	100.1	29,886,868	100.1
21	29,109,636	95.6	32,602,077	96.4	28,705,758	96.0

図4 市税収入額等の推移



2 税目別調定額及び収入額

(単位：千円、%)

税目		19年度			20年度			21年度				
		調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率		
市 民 税	個人	現年	12,321,393	11,905,627	96.6	12,392,502	11,913,983	96.1	12,053,726	11,626,281	96.5	
		滞繰	824,395	153,429	18.6	927,746	185,161	20.0	1,056,421	250,397	23.7	
		計	13,145,788	12,059,056	91.7	13,320,248	12,099,144	90.8	13,110,147	11,876,678	90.6	
	法人	現年	2,170,010	2,154,156	99.3	2,059,731	2,033,306	98.7	1,316,981	1,269,671	96.4	
		滞繰	8,193	2,961	36.1	18,599	4,928	26.5	44,436	9,416	21.2	
		計	2,178,203	2,157,117	99.0	2,078,330	2,038,234	98.1	1,361,417	1,279,087	94.0	
	計		15,323,991	14,216,173	92.8	15,398,578	14,137,378	91.8	14,471,564	13,155,765	90.9	
	固定 資産 税	純固定資産税	現年	11,180,609	10,866,725	97.2	11,287,847	11,016,714	97.6	11,171,278	10,870,514	97.3
			滞繰	1,850,551	218,179	11.8	1,774,613	219,583	12.4	1,686,123	229,443	13.6
計			13,031,160	11,084,904	85.1	13,062,460	11,236,297	86.0	12,857,401	11,099,957	86.3	
交(納)付金		現年	271,831	271,831	100.0	257,815	257,815	100.0	293,018	293,018	100.0	
計		13,302,991	11,356,735	85.4	13,320,275	11,494,112	86.3	13,150,419	11,392,975	86.6		
軽自動車税	現年	184,836	168,008	90.9	189,789	173,704	91.5	195,071	178,169	91.3		
	滞繰	63,551	5,713	9.0	65,444	5,387	8.2	63,942	7,481	11.7		
	計	248,387	173,721	69.9	255,233	179,091	70.2	259,013	185,650	71.7		
市たばこ税	現年	1,540,732	1,540,732	100.0	1,475,887	1,475,887	100.0	1,396,635	1,396,635	100.0		
特別土地保有税	現年	0	0	—	0	0	—	0	0	—		
	滞繰	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0		
	計	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0		
入湯税	現年	8,024	8,024	100.0	7,659	7,659	100.0	7,501	7,501	100.0		
都市計画税	現年	2,566,495	2,487,188	96.9	2,601,657	2,533,067	97.4	2,580,792	2,505,373	97.1		
	滞繰	499,883	60,199	12.0	471,379	59,674	12.7	442,013	61,859	14.0		
	計	3,066,378	2,547,387	83.1	3,073,036	2,592,741	84.4	3,022,805	2,567,232	84.9		
合計	現年	30,243,930	29,402,291	97.2	30,272,887	29,412,135	97.2	29,015,002	28,147,162	97.0		
	滞繰	3,540,713	440,481	12.4	3,551,921	474,733	13.4	3,587,075	558,596	15.6		
	計	33,784,643	29,842,772	88.3	33,824,808	29,886,868	88.4	32,602,077	28,705,758	88.0		

3 市税調定額の構成比

(単位：%)

年度 税目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
個人市民税	33.4	35.2	38.9	39.4	40.2
法人市民税	6.6	6.5	6.4	6.1	4.2
固定資産税	43.3	41.9	39.4	39.4	40.3
軽自動車税	0.7	0.8	0.7	0.8	0.8
市たばこ税	4.9	4.9	4.6	4.3	4.3
特別土地保有税	0.9	1.0	0.9	0.9	0.9
入湯税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
都市計画税	10.2	9.7	9.1	9.1	9.3

4 1人あたり、1世帯あたりの市税収入額

(単位：円)

	17年度		18年度		19年度		20年度		21年度	
人口	245,753人		244,189人		243,232人		243,351人		242,801人	
世帯数	103,219世帯		103,701世帯		104,344世帯		105,493世帯		106,280世帯	
	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり
市 民 税	47,085	112,106	49,707	117,043	58,447	136,243	58,095	134,012	54,183	123,784
個人市民税	38,754	92,270	41,406	97,497	49,578	115,570	49,719	114,691	48,915	111,749
法人市民税	8,331	19,836	8,301	19,546	8,869	20,673	8,376	19,321	5,268	12,035
固定資産税	47,157	112,276	45,759	107,751	46,691	108,840	47,233	108,956	46,923	107,198
軽自動車税	630	1,500	683	1,609	714	1,665	736	1,698	765	1,747
市たばこ税	6,266	14,920	6,342	14,934	6,335	14,766	6,065	13,991	5,752	13,141
特別土地 保有税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入湯税	0	0	9	22	33	77	31	73	31	71
都市計画税	10,685	25,439	10,281	24,210	10,473	24,413	10,654	24,577	10,574	24,155
合 計	111,824	266,240	112,781	265,570	122,693	286,004	122,814	283,307	118,228	270,096

(人口・世帯数は、外国人登録含む。各年度末現在)

IV 市民税

1 個人市民税

(1) 納税義務者数

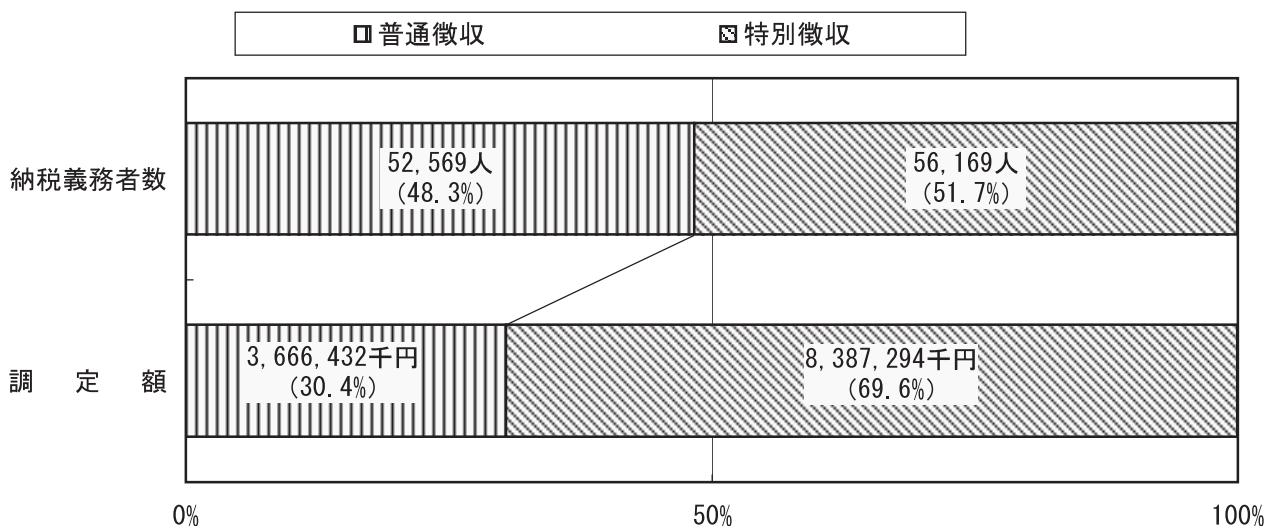
(単位：人、%)

年度 区分		19年度			20年度			21年度		
		納税義務者数	前年度比	構成比	納税義務者数	前年度比	構成比	納税義務者数	前年度比	構成比
普通徴収	所得割のみ	207	127.0	0.4	375	181.2	0.7	1,341	357.6	2.5
	均等割のみ	3,921	109.7	7.9	4,159	106.1	8.3	4,393	105.6	8.4
	均等割・所得割	45,667	100.0	91.7	45,715	100.1	91.0	46,835	102.4	89.1
	計	49,795	100.8	100.0	50,249	100.9	100.0	52,569	104.6	100.0
	所得割	45,874	100.1		46,090	100.5		48,176	104.5	
	均等割	49,588	100.7		49,874	100.6		51,228	102.7	
特別徴収	所得割のみ	0	—	0.0	0	—	0.0	0	—	0.0
	均等割のみ	853	98.4	1.5	855	100.2	1.5	1,010	118.1	1.8
	均等割・所得割	55,395	100.9	98.5	55,552	100.3	98.5	55,159	99.3	98.2
	計	56,248	100.8	100.0	56,407	100.3	100.0	56,169	99.6	100.0
	所得割	55,395	100.9		55,552	100.3		55,159	99.3	
	均等割	56,248	100.8		56,407	100.3		56,169	99.6	
合計	所得割のみ	207	127.0	0.2	375	181.2	0.4	1,341	357.6	1.2
	均等割のみ	4,774	107.5	4.5	5,014	105.0	4.7	5,403	107.8	5.0
	均等割・所得割	101,062	100.5	95.3	101,267	100.2	94.9	101,994	100.7	93.8
	計	106,043	100.8	100.0	106,656	100.6	100.0	108,738	102.0	100.0
	所得割	101,269	100.5		101,642	100.4		103,335	101.7	
	均等割	105,836	100.8		106,281	100.4		107,397	101.1	

(各年度 最終調定による)

平成21年度の普通徴収には公的年金等からの特別徴収の納税義務者（均等割のみ1,925人、所得割のみ1,248人、均等割及び所得割10,225人）を含む。

図5 平成21年度納税義務者数及び調定額の構成（滞納繰越分を除く）



(2) 給与に係る特別徴収義務者数

(単位：者、%)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
特別徴収義務者数	19,685	19,746	19,695	19,389	19,673
前年度比	99.4	100.3	99.7	98.4	101.5

(各年度最終調定による(ただし、22年度は課税状況調第3表による))

(3) 調定額

(単位：千円、%)

年度 区分		19年度			20年度			21年度			
		調定額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	
普通徴収	所得割	4,014,922	122.4	/	3,911,826	97.4	/	3,540,527	90.5	/	
	均等割	139,425	103.4	/	142,700	102.3	/	125,905	88.2	/	
	計	4,154,347	121.7	33.7	4,054,526	97.6	32.7	3,666,432	90.4	30.4	
特別徴収	給与	所得割	7,995,404	119.9	/	8,165,268	102.1	/	7,963,874	97.5	/
		均等割	171,642	101.6	/	172,708	100.6	/	172,003	99.6	/
		計	8,167,046	119.4	66.3	8,337,976	102.1	67.3	8,135,877	97.6	67.5
	公的年金等	所得割	—	—	/	—	—	/	233,387	皆増	/
		均等割	—	—	/	—	—	/	18,030	皆増	/
		計	—	—	—	—	—	—	251,417	皆増	2.1
合計	所得割	12,010,326	120.7	/	12,077,094	100.6	/	11,737,788	97.2	/	
	均等割	311,067	102.4	/	315,408	101.4	/	315,938	100.2	/	
	計	12,321,393	120.2	100.0	12,392,502	100.6	100.0	12,053,726	97.3	100.0	

(各年度最終調定による)

(4) 納税義務者1人あたり調定額

(単位：円、%)

年度 区分	19年度		20年度		21年度	
	調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
普通徴収	83,429	120.7	80,689	96.9	69,745	86.4
特別徴収	145,197	118.4	147,818	101.8	144,846	98.0
全体	116,192	119.2	116,191	101.2	110,851	95.4

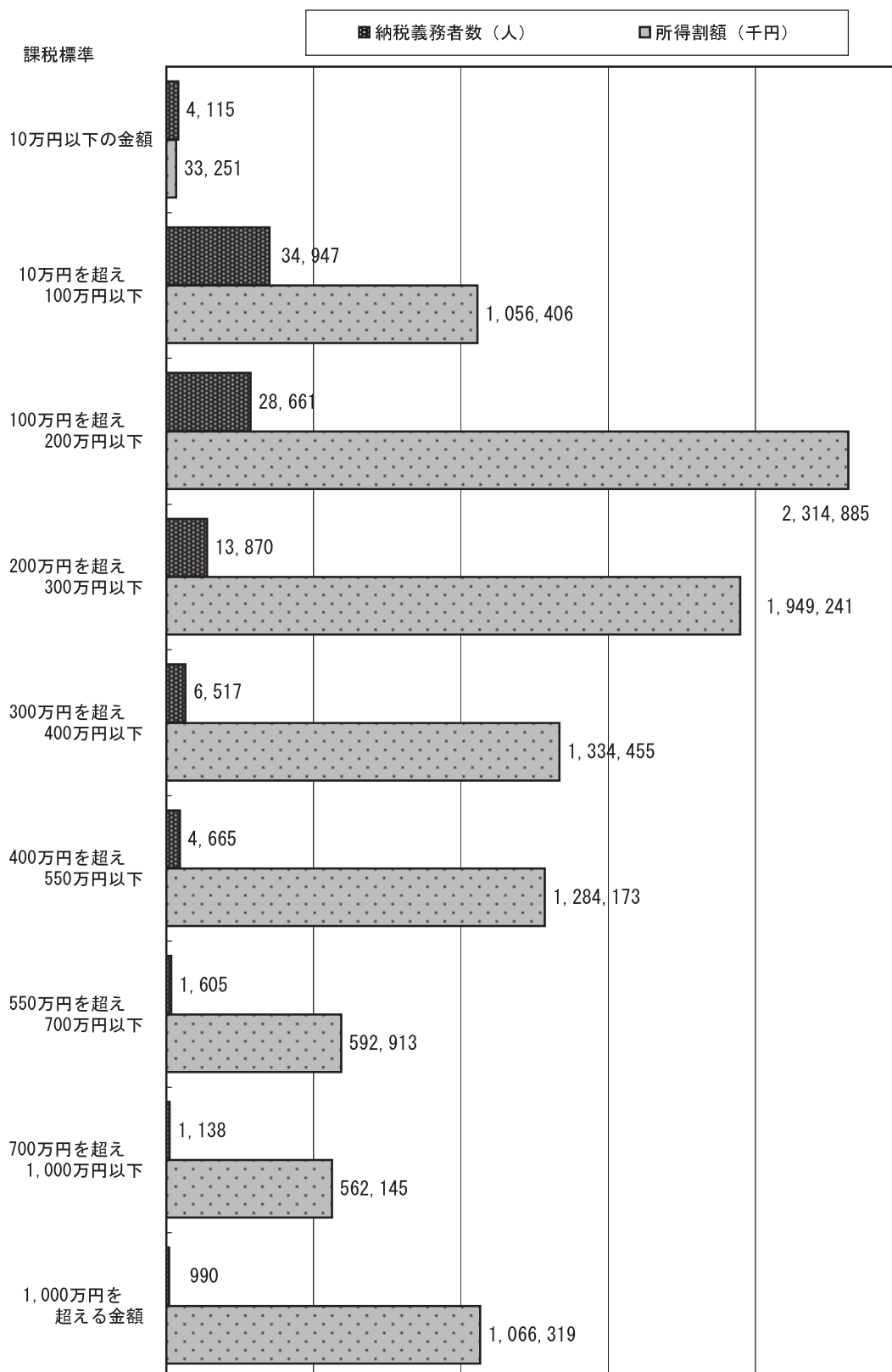
(各年度最終調定による)

(5) 所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等

年 度	所得者区分		給与所得者	営業等 所得者	農業所得者	その他の 所得者	家屋屋敷 等のみ	分離譲渡 所得者	合 計	
20 年度	納税義務者数（人）		78,480	7,235	9	18,701	0	—	104,425	
		構成比（%）	75.2	6.9	0.0	17.9	0.0	—	100.0	
	市民税額（千円）		9,711,567	653,413	905	1,694,292	0	—	12,060,177	
		構成比（%）	80.5	5.4	0.0	14.1	0.0	—	100.0	
	1人あたりの 市民税額（円）		123,746	90,313	100,556	90,599	0	—	115,491	
	所得割を 納める者	納税義務者数（人）		76,100	6,330	7	16,243	—	978	99,658
		所得金額（千円）		250,458,039	18,527,596	23,987	38,269,874	—	14,145,116	321,424,612
		構成比（%）		77.9	5.8	0.0	11.9	—	4.4	100.0
		1人あたりの 所得額（円）		3,291,170	2,926,950	3,426,714	2,356,084	—	14,463,309	3,225,277
21 年度	納税義務者数（人）		78,865	6,750	14	18,728	86	—	104,443	
		構成比（%）	75.5	6.5	0.0	17.9	0.1	—	100.0	
	市民税額（千円）		9,628,627	562,990	352	1,514,658	258	—	11,706,885	
		構成比（%）	82.2	4.8	0.0	13.0	0.0	—	100.0	
	1人あたりの 市民税額（円）		122,090	83,406	25,143	80,877	3,000	—	112,089	
	所得割を 納める者	納税義務者数（人）		76,616	5,834	4	16,343	—	569	99,366
		所得金額（千円）		250,941,154	16,380,996	8,466	38,262,941	—	8,061,502	313,655,059
		構成比（%）		80.0	5.2	0.0	12.2	—	2.6	100.0
		1人あたりの 所得額（円）		3,275,310	2,807,850	2,116,500	2,341,243	—	14,167,842	3,156,563
22 年度	納税義務者数（人）		76,484	5,995	6	19,269	0	—	101,754	
		構成比（%）	75.2	5.9	0.0	18.9	0.0	—	100.0	
	市民税額（千円）		8,613,337	466,746	118	1,418,052	0	—	10,498,253	
		構成比（%）	82.0	4.5	0.0	13.5	0.0	—	100.0	
	1人あたりの 市民税額（円）		112,616	77,856	19,667	73,592	0	—	103,173	
	所得割を 納める者	納税義務者数（人）		74,028	5,065	4	16,843	—	568	96,508
		所得金額（千円）		230,907,218	13,807,999	6,476	37,849,520	—	5,961,172	288,532,385
		構成比（%）		80.0	4.8	0.0	13.1	—	2.1	100.0
		1人あたりの 所得額（円）		3,119,188	2,726,160	1,619,000	2,247,196	—	10,495,021	2,989,725

(各年度 課税状況調第2表、5表～11表による)

図6 平成22年度 課税標準段階別所得割額等の構成



(課税状況調第12表による)

2 法人市民税

(1) 法人数

(単位：人)

区 分		年 度		
		19年度	20年度	21年度
法 人 数		4,144	4,087	4,085
資本金別	1億円を超える法人及び相互会社	375	378	380
	1千万円を超え1億円以下の法人	645	620	603
	1千万円以下の法人	3,124	3,089	3,102
納税金額別	均等割のみ	2,447	2,491	2,738
	均等割を超え100万円未満	1,482	1,393	1,189
	100万円以上	215	203	158

(2) 平成21年度均等割区分別申告法人数

(単位：人)

	1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人	7号法人	8号法人	9号法人	計
税 額	60,000円	144,000円	156,000円	180,000円	192,000円	480,000円	492,000円	2,100,000円	3,600,000円	
法人数	3,069	33	550	53	134	21	183	9	33	4,085

(平成22年3月31日現在)

(3) 調定額

(単位：円、%)

		19年度		20年度		21年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
均等割	現年度	516,436,000	99.8	503,248,000	97.4	495,399,000	98.4
	過年度	5,085,000	104.6	7,211,000	141.8	11,409,000	158.2
	計	521,521,000	99.8	510,459,000	97.9	506,808,000	99.3
法人税割	現年度	1,613,704,500	110.0	1,510,781,700	93.6	771,605,500	51.1
	過年度	34,784,100	105.8	38,490,800	110.7	38,567,200	100.2
	計	1,648,488,600	109.9	1,549,272,500	94.0	810,172,700	52.3
合計		2,170,009,600	107.3	2,059,731,500	94.9	1,316,980,700	151.6

(4) 業種別調定額

(単位：円、%)

年度 業種別		19年度				20年度				21年度			
		法人数	調定額	構成比	前年度比	法人数	調定額	構成比	前年度比	法人数	調定額	構成比	前年度比
農・林・漁・鉱業		8	1,921,700	0.1	110.3	8	1,688,800	0.1	87.9	8	971,000	0.1	57.5
建設業		789	156,577,800	7.2	99.2	761	136,988,200	6.7	87.5	744	121,048,000	9.2	88.4
製造業	食料品・たばこ	47	45,951,300	2.1	168.1	47	29,428,800	1.4	64.0	45	23,189,600	1.8	78.8
	繊維・家具等	123	76,450,000	3.5	66.7	116	43,563,900	2.0	57.0	112	32,663,300	2.5	75.0
	化学・石油石炭・金属製品業	442	494,949,000	22.8	92.5	431	512,378,800	24.9	103.5	415	178,558,400	13.5	34.8
卸・小売・飲食業		1,099	491,849,900	22.7	104.7	1,105	502,475,900	24.4	102.2	1,108	396,508,000	30.1	78.9
金融・保険業		73	166,527,800	7.7	113.9	75	143,244,000	7.0	86.0	74	82,055,400	6.2	57.3
不動産業		474	162,582,400	7.5	97.7	471	123,331,400	6.0	75.9	482	112,181,300	8.5	91.0
運輸・通信業		175	304,960,700	14.1	272.3	171	129,386,800	6.3	42.4	176	89,755,000	6.8	69.4
サービス・電気・ガス・水道業・その他		914	268,239,000	12.3	91.8	902	437,244,900	21.2	163.0	921	280,050,700	21.3	64.0
計		4,144	2,170,009,600	100.0	107.3	4,087	2,059,731,500	100.0	94.9	4,085	1,316,980,700	100.0	63.9

V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1 固定資産税

(1) 納税義務者数

(単位：人、%)

区分	年度	20年度		21年度		22年度	
		納税義務者数	前年度比	納税義務者数	前年度比	納税義務者数	前年度比
土地		66,937	101.3	67,796	101.3	68,768	101.4
家屋		67,191	101.3	68,001	101.2	68,945	101.4
償却資産		1,167	99.6	1,153	98.8	1,145	99.3

(概要調書による)

(2) 調定額

(単位：千円、%)

区分	年度	19年度		20年度		21年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
土地		5,305,247	100.3	5,276,666	99.5	5,256,287	99.6
家屋		4,718,345	102.7	4,868,356	103.2	4,803,921	98.7
小計		10,023,592	101.4	10,145,022	101.2	10,060,208	99.2
償却資産		1,157,017	101.6	1,142,825	98.8	1,111,070	97.2
合計		11,180,609	101.4	11,287,847	101.0	11,171,278	99.0

(各年度 最終調定による)

(3) 土地

① 平成22年度地目別評価地積等の構成

地目	区分	評価総地積			免税点未満のもの		決定価格		単位あたり価格	
		筆数	地積 (㎡)	構成比 (%)	筆数	地積 (㎡)	総額 (千円)	免税点をこえるもの (千円)	平均価格 (円)	最高価格 (円)
田	一般田	1,855	1,128,165	7.8	319	178,366	158,113	134,441	140	225
	介在田・市街化区域田	425	153,242	1.0	2	221	6,911,203	6,910,760	45,100	95,685
畑	一般畑	787	379,320	2.6	103	54,846	30,978	26,890	82	204
	介在畑・市街化区域畑	499	122,035	0.8	6	187	5,604,613	5,600,922	45,926	99,861
宅地		108,488	11,974,036	82.3	757	12,053	1,032,028,509	1,031,381,100	86,189	265,635
池沼		2	60	0.0	0	0	1	1	17	22
山林		358	130,806	0.9	47	21,488	1,348,939	1,348,162	10,323	68,598
原野		53	9,463	0.1	8	1,436	167,015	167,002	17,649	78,810
雑種地	ゴルフ場等の用地	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	鉄軌道用地	709	250,658	1.7	0	0	9,604,316	9,604,316	38,316	221,793
	その他の雑種地	1,069	404,413	2.8	19	2,200	8,664,598	8,664,258	21,425	128,064
合計		114,245	14,552,198	100.0	1,261	270,797	1,064,518,285	1,063,837,852	73,152	

(概要調書による)

②地目別地積及び課税標準額（免税点以上のもの）

(単位：千円、㎡)

地目	年度	20年度	21年度	22年度
		課税標準額	2,381,074	2,380,826
田	地積	1,121,571	1,110,605	1,102,820
	課税標準額	1,770,326	1,828,295	1,774,472
畑	地積	456,916	452,440	446,322
	課税標準額	362,709,434	360,512,468	350,098,309
宅地	地積	11,916,391	11,916,756	11,961,983
	課税標準額	1	1	1
池沼	地積	60	60	60
	課税標準額	929,711	896,481	890,080
山林	地積	116,267	110,853	109,318
	課税標準額	95,906	101,170	103,452
原野	地積	8,132	8,132	8,027
	課税標準額	6,725,650	6,754,446	6,659,284
雑種地	鉄軌道用地	250,659	250,658	250,658
	その他の雑種地	5,538,279	5,599,997	5,856,848
計	地積	387,652	395,841	402,213
	課税標準額	380,150,381	378,073,684	367,647,068
		14,257,648	14,245,345	14,281,401

(概要調書による)

(4) 家屋

① 平成22年度用途、構造別評価額及び床面積

用途別	区分	総 数				免税点未満のもの		
		評価額 (千円)	棟 数	床面積 (㎡)	平均価格 (円)	評価額 (千円)	床面積 (㎡)	
木造	専 用 住 宅	99,441,597	49,090	3,993,649	24,900	124,378	52,112	
	共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	3,843,916	1,469	304,625	12,619	37	47	
	併 用 住 宅	3,024,024	3,031	251,646	12,017	3,478	1,424	
	工 場 ・ 倉 庫	178,156	486	36,634	4,863	3,763	2,551	
	そ の 他	876,334	2,910	140,101	6,255	27,234	20,519	
	計	107,364,027	56,986	4,726,655	22,715	158,890	76,653	
非木造	事務所・店舗・銀行	鉄骨鉄筋造	7,871,279	12	94,322	83,451	0	0
		鉄筋造	7,193,151	134	147,717	48,695	0	0
		鉄骨造	25,638,391	848	529,002	48,466	0	0
		軽量鉄骨造	312,825	124	17,621	17,753	84	10
		ブロック造	3,392	7	196	17,306	0	0
		計	41,019,038	1,125	788,858	51,998	84	10
	住宅・アパート	鉄骨鉄筋造	36,489,299	72	573,345	63,643	0	0
		鉄筋造	78,981,165	1,870	1,398,712	56,467	518	61
		鉄骨造	38,620,028	3,508	825,848	46,764	41	13
		軽量鉄骨造	15,897,002	2,896	447,604	35,516	269	232
		ブロック造	85,622	156	7,149	11,977	1,552	343
		計	170,073,116	8,502	3,252,658	52,287	2,380	649
	ホテル・病院	鉄骨鉄筋造	20,204	1	612	33,013	0	0
		鉄筋造	4,195,063	37	62,960	66,631	0	0
		鉄骨造	2,555,063	48	35,492	71,990	0	0
		軽量鉄骨造	46,744	5	1,074	43,523	0	0
		ブロック造	0	0	0	0	0	0
		計	6,817,074	91	100,138	68,077	0	0
	工場・倉庫・市場	鉄骨鉄筋造	422,279	4	16,177	26,104	0	0
		鉄筋造	1,744,081	75	49,370	35,327	0	0
		鉄骨造	20,522,364	1,092	802,104	25,586	0	0
		軽量鉄骨造	632,639	351	85,636	7,388	497	125
		ブロック造	68,877	132	6,220	11,038	530	143
		計	23,390,240	1,654	959,507	24,377	1,027	268
	その他	鉄骨鉄筋造	2,122,321	4	22,933	92,544	0	0
		鉄筋造	16,593,744	10,859	393,319	42,189	0	0
		鉄骨造	7,067,608	575	168,461	41,954	0	0
		軽量鉄骨造	148,535	128	10,878	13,655	0	0
		ブロック造	62,981	191	5,214	12,079	528	118
		計	25,995,189	11,757	600,805	43,267	528	118
合計	鉄骨鉄筋造	46,925,382	93	707,389	66,336	0	0	
	鉄筋造	108,707,204	12,975	2,052,078	52,974	518	61	
	鉄骨造	94,403,454	6,071	2,360,907	39,986	41	13	
	軽量鉄骨造	17,037,745	3,504	562,813	30,272	850	367	
	ブロック造	220,872	486	18,779	11,762	2,610	604	
	計	267,294,657	23,129	5,701,966	46,878	4,019	1,045	

(概要調書による)

② 平成22年度家屋の増減

増減区分 用途別		新 増 分			減 少 分		
		床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数
木 造	専 用 住 宅	60,647	4,062,188	579	21,328	239,069	296
	併 用 住 宅	1,389	85,577	5	6,647	53,710	32
	共同住宅・寄宿舍	1,185	68,899	6	2,100	17,862	23
	工 場 ・ 倉 庫	9	252	1	63	258	2
	そ の 他	619	28,762	6	1,271	6,125	35
	小 計	63,849	4,245,678	597	31,409	317,024	388
非 木 造	事務所店舗・銀行	3,501	236,437	10	5,276	133,944	26
	住宅・アパート	60,703	5,647,199	65	6,467	130,306	56
	工場・倉庫・市場	1,505	74,712	5	5,575	117,377	30
	そ の 他	18,322	1,127,649	15	180	4,135	22
	小 計	84,031	7,085,997	95	17,498	385,762	134
合 計		147,880	11,331,675	692	48,907	702,786	522

(概要調書による)

(5) 償却資産

平成22年度課税標準額の内訳

(単位：千円)

	決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳		
			特例該当分(イ)	(イ) 以外	
た市 も長 のが 価 格 等 を 決 定 し	構 築 物	13,102,944	13,092,974	10,077	13,082,897
	機 械 及 び 装 置	20,503,040	20,420,376	83,556	20,336,820
	船 舶	655	655	0	655
	車 両 及 び 運 搬 具	532,696	532,696	0	532,696
	工 具 器 具 及 び 備 品	13,845,519	13,843,514	2,027	13,841,487
	小 計	47,984,854	47,890,215	95,660	47,794,555
	法第389条の規定により総務大臣 が価格等を決定し配分したもの	30,445,551	28,819,685		
	合 計	78,430,405	76,709,900		

(概要調書による)

(6) 交付金・納付金

年度別交付(納付)額

(単位：千円、%)

区分	20 年 度		21 年 度		22 年 度	
	金 額	前年度比	金 額	前年度比	金 額	前年度比
交付金	257,815	98.3	263,858	102.3	273,972	103.8
納付金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	257,815	94.8	263,858	102.3	273,972	103.8

(概要調書による)

2 都市計画税

(1) 調定額等

(単位：人、%)

年度		20年度	21年度	22年度
区分				
納税義務者数		74,044	74,796	75,647
	前年度比	101.2	101.0	101.1
調定額(千円)		2,601,658	2,580,791	2,569,599
	前年度比	101.4	99.2	99.6

(各年度最終調定による(ただし、22年度は概要調書による))

3 特別土地保有税

(1) 一般分

区分 年度	保有分 (基準面積が5,000㎡以上のもの)							取得分 (基準面積が5,000㎡以上のもの)						
	件数	面積 (㎡)	取得価格 (千円)	固定資産税 課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	免除認定 税 額 (千円)	申告額 (千円)	件数	面積 (㎡)	取得価格 (千円)	固定資産税 課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	免除認定 税 額 (千円)	申告額 (千円)
19	1	8,820	1,620,623	1,024,490	8,346	8,346	0	1	8,820	1,620,623	613,727	24,069	24,069	0
20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(各年度最終調定による)

VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

1 軽自動車税

(1) 車種別課税台数及び調定額

(単位：台、千円、%)

区分		年度	税率 (円)	20年度			21年度			22年度			
				台数	調定額	前年度比	台数	調定額	前年度比	台数	調定額	前年度比	
原動機付自転車	50cc以下	1,000	25,158	25,158	98.3	24,579	24,579	97.7	24,013	24,013	97.7		
	90cc以下	1,200	1,272	1,526	96.0	1,206	1,447	94.8	1,181	1,417	97.9		
	125cc以下	1,600	3,315	5,304	109.7	3,601	5,762	108.6	3,846	6,154	106.8		
	ミニカー	2,500	76	190	118.8	77	192	101.4	74	185	96.4		
	小計		29,821	32,178	100.0	29,463	31,980	99.4	29,114	31,769	99.3		
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪のもの		2,400	3,327	7,985	103.9	3,316	7,959	99.7	3,361	8,066	101.3	
	三輪のもの		3,100	2	6	100.0	2	6	100.0	1	3	50.0	
	四輪のもの	乗用	営業用	5,500	4	22	137.5	6	33	150.0	7	39	118.2
		乗用	自家用	7,200	14,898	107,266	105.6	15,738	113,314	105.6	16,197	116,618	102.9
	貨物	営業用	3,000	570	1,710	100.9	562	1,686	98.6	544	1,632	96.8	
		自家用	4,000	7,641	30,564	96.7	7,498	29,992	98.1	7,204	28,816	96.1	
	農耕用		1,600	16	25	119.0	16	25	100.0	15	24	96.0	
	特殊作業用		4,700	121	569	95.3	114	536	94.2	108	508	94.8	
小計			26,579	148,147	103.5	27,252	153,551	103.6	27,437	155,706	101.4		
二輪の小型自動車		4,000	2,366	9,464	99.7	2,385	9,540	100.8	2,409	9,636	101.0		
合計			58,766	189,789	102.7	59,100	195,071	102.8	58,960	197,111	101.0		

(各年度決算における数値(但し、22年度は課税状況調による))

2 市たばこ税

(1) 調定額等

年度 区分	19年度	20年度	21年度
消費本数 (千本)	旧3級品 6,209	旧3級品 5,843	旧3級品 5,750
	旧3級品以外 464,227	旧3級品以外 444,739	旧3級品以外 420,752
税率	旧3級品 1000本につき1,564円	旧3級品 1000本につき1,564円	旧3級品 1000本につき1,564円
	旧3級品以外 1000本につき3,298円	旧3級品以外 1000本につき3,298円	旧3級品以外 1000本につき3,298円
調定額 (千円)	1,540,732	1,475,887	1,396,635
前年度比 (%)	99.5	95.8	94.6

(各年度 最終調定による)

3 入湯税

(1) 調定額等

(単位：人、円)

年度	19年度	20年度	21年度
特別徴収義務者数	2	2	2
課税対象 となった 入湯客数	宿泊する者 0	0	0
	宿泊しない者 106,987	102,116	100,021
調定額	8,024,025	7,658,700	7,501,575

*入湯税の税率(1人1日) 宿泊する者 150円
宿泊しない者 75円

VII 地方譲与税及び府交付金等

1 地方譲与税

(1) 地方揮発油譲与税

(単位：円)

年度	6月期分	11月期分	3月期分	計
21	32,000	27,682,000	37,906,000	65,620,000

(2) 自動車重量譲与税

(単位：円)

年度	6月期分	11月期分	3月期分	計
19	95,230,000	135,218,000	106,033,000	336,481,000
20	95,652,000	136,549,000	98,525,000	330,726,000
21	90,109,000	117,528,000	88,199,000	295,836,000

(3) 地方道路譲与税

(単位：円)

年度	6月期分	11月期分	3月期分	計
19	33,518,000	48,107,000	34,620,000	116,245,000
20	32,912,000	40,357,000	33,007,000	106,276,000
21	35,705,674	9,348,639	967	45,055,280

2 府交付金等

(1) 利子割交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
19	99,680,000	71,373,000	55,672,000	226,725,000
20	96,230,000	56,359,000	47,559,000	200,148,000
21	78,375,000	43,864,000	47,924,000	170,163,000

(2) 配当割交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
19	104,485,000	52,496,000	43,683,000	200,664,000
20	44,430,000	12,935,000	21,391,000	78,756,000
21	30,398,000	12,567,000	20,870,000	63,835,000

(3) 株式等譲渡所得割交付金

(単位：円)

年度	交付額
19	122,392,000
20	27,897,000
21	29,627,000

(4) 地方消費税交付金

(単位：円)

年度	6月期分	9月期分	12月期分	3月期分	計
19	509,370,000	705,225,000	327,025,000	519,908,000	2,061,528,000
20	487,443,000	683,864,000	224,170,000	511,222,000	1,906,699,000
21	481,231,000	741,028,000	302,596,000	487,997,000	2,012,852,000

(5) 自動車取得税交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
19	118,321,000	131,076,000	140,454,000	389,851,000
20	126,337,000	120,228,000	116,419,000	362,984,000
21	66,556,000	66,654,000	70,818,000	204,028,000

(6) 旧法による自動車取得税交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
21	1,515,000	490,000	4,000	2,009,000

(7) 府民税徴収委託金

(単位：円)

年度	8月期分	11月期分	2月期分	5月期分	計
19	157,470,261	119,209,706	108,526,235	107,278,741	492,484,943
20	108,513,366	178,655,480	111,198,806	105,155,402	503,523,054
21	92,037,745	100,678,951	97,995,402	91,166,659	381,878,757

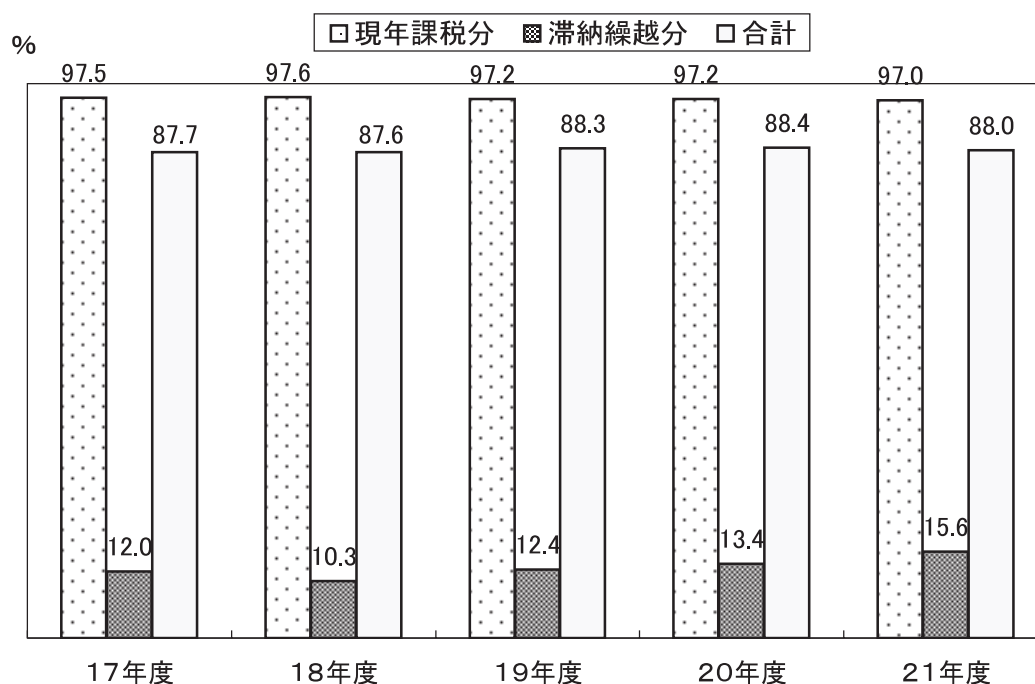
VIII 徴収

1 徴収率の推移

(単位：%)

税目	区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
市民税（個人）	現年課税分	97.6	97.2	96.6	96.1	96.5
	滞納繰越分	17.1	17.2	18.6	20.0	23.7
市民税（法人）	現年課税分	99.1	99.7	99.3	98.7	96.4
	滞納繰越分	25.9	48.1	36.1	26.5	21.2
固定資産税	現年課税分	97.0	97.3	97.2	97.6	97.3
	滞納繰越分	11.5	8.9	11.8	12.4	13.6
軽自動車税	現年課税分	87.1	89.6	90.9	91.5	91.3
	滞納繰越分	9.0	8.9	9.0	8.2	11.7
入湯税	現年課税分	—	100.0	100.0	100.0	100.0
都市計画税	現年課税分	96.7	97.0	96.9	97.4	97.1
	滞納繰越分	11.6	9.1	12.0	12.7	14.0
市税合計	現年課税分	97.5	97.6	97.2	97.2	97.0
	滞納繰越分	12.0	10.3	12.4	13.4	15.6
	合計	87.7	87.6	88.3	88.4	88.0

図7 徴収率の推移



2 歳出還付金、還付加算金

(単位：件、円)

区分 年度	個人市民税・府民税			法人市民税		
	件数	還付金	還付加算金	件数	還付金	還付加算金
19	1,881	24,641,350	34,700	352	76,143,216	2,855,200
20	5,989	174,877,073	—	274	64,478,806	2,140,900
21	954	25,372,791	—	335	172,716,100	5,884,600

区分 年度	固定資産税・都市計画税			軽自動車税			計		
	件数	還付金	還付加算金	件数	還付金	還付加算金	件数	還付金	還付加算金
19	275	6,086,289	413,700	39	139,000	—	2,547	107,009,855	3,303,600
20	156	19,211,006	348,300	24	109,900	—	6,443	258,676,785	2,489,200
21	207	14,525,257	210,400	21	48,400	—	1,517	212,662,548	6,095,000

3 前納報奨金交付額

(単位：件、円)

区分 年度	個人市民税・府民税			固定資産税・都市計画税			計		
	件数	納付税額	報奨金額	件数	納付税額	報奨金額	件数	納付税額	報奨金額
19	2,111	512,293,100	3,548,730	6,295	1,059,447,400	6,664,230	8,406	1,571,740,500	10,212,960
20	2,320	547,809,377	3,713,860	7,107	1,248,383,420	7,764,480	9,427	1,796,192,797	11,478,340

平成19年度・平成20年度は、口座振替制度利用者のみを対象とする。
平成20年度をもって廃止。

4 不納欠損額

(単位：円)

	19年度	20年度	21年度
個人市民税	131,583,496	160,129,020	171,374,702
法人市民税	2,547,180	4,260,800	25,326,470
固定資産税	171,973,972	138,347,389	137,040,411
軽自動車税	8,956,759	12,141,440	12,323,280
都市計画税	47,704,414	37,828,344	37,090,823
合計	362,765,821	352,706,993	383,155,686

5 平成21年度口座振替（自動払込）額

(単位：人、%、円)

	納税義務者数	振替者数	加入率	現年課税分収入済額	振替納付額	振替率
個人市民税	51,683	4,403	8.5	3,266,555,693	701,583,888	21.5
固定資産税 都市計画税	75,802	11,308	14.9	9,766,262,122	2,180,015,000	22.3
軽自動車税	45,717	1,807	4.0	178,168,900	7,462,500	4.2
合計	173,202	17,518	10.1	13,210,986,715	2,889,061,388	21.9

IX その他

1 徴税費の状況

(単位：千円、%)

年度 区分		19年度			20年度			21年度			
		決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比	
税収入額	市税 (1)	29,842,772	108.4		29,886,868	100.1		28,705,758	96.0		
	個人府民税 (2)	7,616,805	183.8		7,936,509	104.2		7,796,599	98.2		
	計 (3)	37,459,577	118.2		37,823,377	101.0		36,502,357	96.5		
徴税費	人件費	基本給	291,242	96.8	34.0	273,442	93.9	32.1	257,181	94.1	38.2
		諸手当	198,709	101.9	23.2	190,036	95.6	22.3	173,673	91.4	25.9
		超過勤務手当	7,888	123.7	0.9	8,268	104.8	1.2	13,298	160.8	2.0
		税務特別手当	286	100.0	0.0	349	122.0	0.1	429	122.9	0.1
		その他の手当	190,535	101.1	22.3	181,419	95.2	27.0	159,946	88.2	23.8
		その他 (共済費等)	88,598	95.6	10.4	81,568	92.1	12.2	88,620	108.6	13.2
	計	578,549	98.3	67.6	545,046	94.2	66.6	519,474	95.3	77.3	
	需用費	旅費	97	82.2	0.0	92	94.8	0.0	196	213.0	0.0
		その他	170,865	105.8	20.0	179,340	105.0	26.7	152,610	85.1	22.7
		計	170,962	105.7	20.0	179,432	105.0	26.7	152,806	85.2	22.7
		納期前納付報奨金	10,213	17.9	1.2	11,478	112.4	1.7	0	0.0	0.0
		その他	96,473	61.8	11.2	115,182	119.4	17.0	0	0.0	0.0
		合計 (4)	856,197	88.9	100.0	851,138	99.4	112.0	672,280	79.0	100.0
	府民税徴収取扱費 (5)	482,333	160.4		436,794	90.6		371,757	85.1		
	(4) - (5) = (6)	373,864	56.4		414,344	110.8		300,523	72.5		
税収入に対する徴税額の割合	(4) / (3)	2.3%			2.3%			1.8%			
	(6) / (1)	1.3%			1.4%			1.0%			
	税務職員数	67人			66人			65人			

(各年度 課税状況調第39表による)

2 税務機構及び事務分掌

(1) 税務機構

平成22年10月1日現在

	税務室長	課長	課長代理	係長	副係長	主任～書記	計
市民税担当		1	1	2		19	23
固定資産税担当	1	1		3		18	22
納税担当		1	1	1	1	15	19
計	1	3	2	6	1	52	64

※ 税務室長は市民税担当課長を兼務

※ 再任用職員及び任期付短時間勤務職員を含む

(2) 事務分掌

税務室

- (1) 税制度の調査及び研究に関すること。
- (2) 税務統計に関すること。
- (3) 市税及び府民税(以下「市税等」という。)の賦課、調査及び徴収に関すること。
- (4) 固定資産の評価に関すること。
- (5) 市税等の滞納処分に関すること。
- (6) 市税等の不納欠損に関すること。
- (7) 固定資産課税台帳等の整備及び保管に関すること。
- (8) 市税に関する証明書の作成及び交付に関すること。
- (9) 寝屋川市固定資産評価審査委員会に関すること。
- (10) 自動車の臨時運行許可に関すること。
- (11) 税宛名データの管理に関すること。

3 税務職員の年齢及び経験年数等

(1) 年齢別職員数

平成22年10月1日現在

年 齢 担当名	年 齢							計	平均年齢
	25才 未満	25才 ～ 29才	30才 ～ 34才	35才 ～ 39才	40才 ～ 44才	45才 ～ 49才	50才 以上		
市 民 税 担 当	2		4	3	2	4	8	23	44才1月
固定資産税担当	1		1	2	4	2	12	22	48才10月
納 税 担 当	1		1	1	4	1	11	19	49才
計	4	0	6	6	10	7	31	64	47才2月

(2) 税務経験年数別職員数

平成22年10月1日現在

年 数 担当名	年 数							計	平均経験 年数
	2年 未満	2年 ～ 3年	4年 ～ 5年	6年 ～ 7年	8年 ～ 9年	10年 ～ 14年	15年 以上		
市 民 税 担 当	8	5	0	3	1	3	3	23	6年6月
固定資産税担当	3	2	2	4	4	4	3	22	9年10月
納 税 担 当	6	2	2	2	2	2	3	19	7年4月
計	17	9	4	9	7	9	9	64	7年11月

4 税務職員の手当

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(抜粋)

(手当の支給)

第3条 特殊勤務手当は、別表の支給対象職員の欄に掲げる職員に支給する。

2 特殊勤務手当の額は、別表の支給対象職員の欄に対応する支給額の欄に定める額とする。

(支給日)

第4条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

別表

番号	種 類	支給対象職員	支給額	摘 要
1	市税徴収手当	納税督促による市税の徴収に従事した職員	・現年度分滞納市税の徴収徴収金額の2/1000 ・繰越分滞納市税の徴収徴収金額の4/1000	1か月7,000円を超えるときは、7,000円とする。

5 税務証明

(1) 税務に関する各種証明書

	種別	使用目的	内容	備考
市民税担当	住民税決定証明 (所得証明) (課税証明)	1 金融機関等への借入申請 2 公営公団住宅入居申請 3 奨学金申請 4 各種保証人用 5 その他	年間所得と当該年度に課税された額の証明	1件につき 300円
	法人所在地証明	自動車車庫証明用等	法人所在地の証明	
固定資産税担当	評価通知書	登記関係	登記所への評価額通知	無料 (登記官の依頼書要)
	固定資産税台帳登録事項証明	自動車車庫証明用等	土地・家屋の資産証明	1筆、1棟につき 300円 (1筆又は、1棟増すごとに50円加算)
	公課証明	1 裁判に関するもの 2 金融機関提出用 3 税務署提出用	当該年度に課税された資産内訳又は課税された額の証明	
	評価証明	1 資金借入 2 各種保証人 3 裁判に関するもの 4 地代、家賃算定用 5 その他	土地・家屋及び償却資産の評価額の証明	
	租税特別措置法 第72条証明 第73条証明 第74条証明	登記用	住宅の用に供するもので保存、移転、抵当権設定登記に係る登録免許税の税率軽減用の証明	1件につき 1,300円
納税担当	納税証明	1 融資関係 2 各種保証人 3 入国管理事務所への帰化申請 4 住宅入居 5 税務署提出用 6 自動車等継続検査申請用 7 その他	納税すべき確定額並びに納税済額及び未納の額の証明	1件につき 300円 ただし、自動車等継続検査申請用については無料

※ 市民課証明書交付コーナー、各市民センター及び市役所サービス処「ねやがわ屋」では、上記証明書のうち、「住民税決定証明」、「公課証明」、「評価証明」、「車庫証明用(固定資産税台帳登録事項)」、「納税証明(法人市民税を除く)」などを発行している。

(2) 手数料収入額（税務室所管分のみ）

	20年度		21年度		前年度比		備考
	件数 (件)	収入額 (円)	件数 (件)	収入額 (円)	件数 (%)	収入額 (%)	
市民税担当	5,703	1,710,900	5,956	1,786,800	104.4	104.4	
課税証明	5,703	1,710,900	5,956	1,786,800	104.4	104.4	1件 300円
固定資産税担当	2,892	2,498,700	2,844	2,437,100	98.3	97.5	
評価証明	1,044	388,150	1,048	391,750	100.4	100.9	1筆、1棟につき 300円 (1筆又は、1 棟増すごとに50 円加算)
各種台帳閲覧	281	84,300	279	83,700	99.3	99.3	
公課証明	15	8,650	11	3,850	73.3	44.5	
車庫証明	0	0	0	0	-	-	
新築証明	0	0	0	0	-	-	
住宅用家屋証明	1,552	2,017,600	1,506	1,957,800	97.0	97.0	
納税担当	1,088	326,400	1,568	470,400	144.1	144.1	
個人市民税納税証明	256	76,800	344	103,200	134.4	134.4	1件 300円
法人市民税納税証明	628	188,400	899	269,700	143.2	143.2	
固定資産税納税証明	199	59,700	320	96,000	160.8	160.8	
軽自動車税納税証明	5	1,500	5	1,500	100.0	100.0	
合計	9,683	4,536,000	10,368	4,694,300	107.1	103.5	

※ 税率の変遷 (市民税の税歴 1/16)

年 度	賦課期日	申告期日	課税標準	市町村税税率		道府県税税率		納 期	法人市民税税率		摘 要
				均等割	所得割	均等割	所得割		均等割	所得割	
24	個人		均等割 100 円 給与所得 100 円につき 2 個 56 銭 営業所得 100 円につき 2 個 56 銭 其他所得 100 円につき 5 個 1 円 40 銭 法人 所用土地賃貸価格 100 円につき 120 個 33 円 60 銭 所用家屋賃貸価格 100 円につき 100 個 28 円 配当及び利子所得 100 円につき 2 個 56 銭						所得金額 100円につき 16個 3 円 84 銭 資本額 100円につき 30個 7 円 20 銭	S24.9.15 シャウプ使節団 日本税制報告書 発表(シャウプ勧告)	
25	25. 8. 1	25. 6. 10	所得税額	600 円	18/100			10月12月 2月	1,200 円	9.7/100	勧告に基づく税制改正
26	26. 4. 1	26. 6. 10	〃	500 円	18/100			7月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	給与所得者に対する特別徴収制度の創設
27	27. 4. 1	27. 4. 30	〃	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
28	28. 4. 1	28. 4. 30	〃	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
29	29. 1. 1	29. 3. 31	〃	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	市町村民税の一部を道府県に委譲し道府県民税が創設される
30	30. 1. 1	30. 3. 31	〃	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
31	31. 1. 1	31. 3. 31	〃	400 円	15/100	100 円	5.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
32	32. 1. 1	32. 3. 31	〃	400 円	15/100	100 円	6/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
33	33. 1. 1	33. 3. 31	〃	400 円	18.5 / 100	100 円	7.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
34	34. 1. 1	34. 3. 31	〃	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
35	35. 1. 1	35. 3. 31	〃	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S35.7.1 自治庁が自治省に昇格
36	36. 1. 1	36. 3. 31	〃	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S36.4.30法律第74号により 地方税(特に住民税) 改正、昭和37年度より実施される。

市民税の税歴(2/16)

		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度		昭和40年度			
賦課期日・申告期限		37. 1. 1.	37. 3. 20.	38. 1. 1.	38. 3. 20.	39. 1. 1.	39. 3. 20.	40. 1. 1.	40. 3. 20.		
所 得 控 除	扶 養	普通の場合 1人 70,000円 2人目から1人につき 30,000円 配偶者に5万円を超える所得があるとき 1人 50,000円 2人目から1人につき 30,000円		同 左		同 左		同 左			
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500 円を 加えた金額 (限度額は 22,500 円)		同 左		同 左		同 左			
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左			
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左			
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は 150,000円)		同 左		同 左		同 左			
	基礎控除	90,000円		同 左		同 左		同 左			
市 民 税	均等割	400円		同 左		同 左		同 左			
	所得割	10 万円以下の金額 2 % 10 万円を超える金額 3 % 20 万円 " 4 % 50 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 250 万円 " 7 % 400 万円 " 8 % 600 万円 " 9 % 1,000 万円 " 10 % 2,000 万円 " 11 % 3,000 万円 " 12 % 5,000 万円 " 13 %		15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		同 左		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		同 左			
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 % (配偶者、15才以上の扶養親族、 白色専従者、前年中配偶者の所得 が 5万円を超え扶養親族のすべて が15才未満であるときそのうち1人 のみについて 240円青色専従者1人 480円の特別控除を行う)		同 左		同 左		同 左			
	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者があるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいづ れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000 円 府民税の所得割から 1,000 円		同 左		同 左		同 左			
	配 当	市民税の所得割から配当所得の 4% 府民税の所得割から配当所得の 1.6%		市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2%		同 左		同 左			
	課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。	課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。		同 左		同 左		同 左			
	摘 要	青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円		同 左		同 左		市民税所得割の税率が準拠税率か ら標準税率を制限税率に改められ た。従って標準税率に1.5/100 を 乗じた税率が制限税率となる。 青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円			

市民税の税歴(3/16)

		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度	
賦課期日・申告期限		41. 1. 1.	41. 3. 20.	42. 1. 1.	42. 3. 15.	43. 1. 1.	43. 3. 15.
所 特 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 80,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 70,000円 2人目から1人につき 40,000円を加える		同 左		配偶者及び扶養 配偶者控除 90,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき 50,000円を加える	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2の額に7,500円を 加えた金額(限度額は22,500円)		同 左		障害者・老年者 寡婦・勤労学生 納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 60,000円 特別障害 80,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労 学生に該当する場合、それぞれ 60,000円	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		生命保険料 1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左			
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は150,000円)		同 左		社会保険料 1年間の支払い金額の全額	
	基礎控除	100,000円		同 左		雑 損 総所得金額の10%を超える金額	
						医療費 総所得金額の5%を超える金額 (限度額は、150,000円)	
					基礎控除 110,000円		
市 民 税	均等割	400円		同 左		均等割 400円	
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		所得割 15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%	
	均等割	100円		同 左		均等割 100円	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		所得割 150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%	
	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者があるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいづ れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000円 府民税の所得割から 1,000円		同 左		配当控除 市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記率の1/2で控除する。	
	配 当	市民税の所得割から配当所得の3% 府民税の所得割から配当所得の1.2% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の1/2で控除する。		同 左			
	摘 要	○配偶者控除が創設された。 青色専従者控除 100,000円 白色専従者控除 60,000円		○所得税確定申告の申告者に 対しては、市民税の申告義 務を課さないこととされた。 ○市民税の申告期限が所得税 確定申告とあわせて3月15 日となった。 青色専従者控除 120,000円 白色専従者控除 80,000円		青色専従者控除 170,000円 白色専従者控除 110,000円	

市民税の税歴(4/16)

		昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度	
賦課期日・申告期限		44. 1. 1.	44. 3. 15.	45. 1. 1.	45. 3. 16.	46. 1. 1.	46. 3. 15.	47. 1. 1.	47. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 100,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき60,000円を加える		配偶者控除 110,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 90,000円 2人目から1人につき80,000円を加える		配偶者控除 130,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 110,000円 2人目から1人につき100,000円を加える		配偶者控除 140,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 120,000円 2人目から1人につき110,000円を加える	
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 70,000円 特別障害 90,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ70,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 80,000円 特別障害 100,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ80,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 90,000円 特別障害 110,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ90,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 100,000円 特別障害 120,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ100,000円	
	生命保険料	1年間の支払い金額が15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)		同 左		1年間の支払い金額が15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は支払金額の1/2 + 7,500円の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は、150,000円)		同 左		総所得金額の5%を超える金額 (限度額は、300,000円)		同 左	
	基礎控除	120,000円		130,000円		140,000円		150,000円	
市民税	均等割	400円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の3% 府民税の所得割から配当所得の1.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分の配当所得及び証券投資信託の収益の分配金によるものは上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左		市民税の所得割から配当所得の2.5% 府民税の所得割から配当所得の1.0%	
	摘 要	白色専従者控除 150,000円		S45.1.1以降の土地建物等の譲渡所得は、分離課税 長期 市 2.7% 府 1.3% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 150,000円		同 左		白色専従者控除 165,000円	

市民税の税歴(5/16)

		昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度		昭和51年度	
賦課期日・申告期限		48.1.1.	48.3.15.	49.1.1.	49.3.15.	50.1.1.	50.3.15.	51.1.1.	51.3.15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 150,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 140,000円 2人目から1人につき 120,000円を加える		配偶者控除 180,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 160,000円 2人目から1人につき 140,000円を加える		配偶者控除 190,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 190,000円 2人目から1人につき 170,000円を加える		同 左	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 120,000円 特別障害 140,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ120,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 130,000円 特別障害 160,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ130,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 160,000円 特別障害 190,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ160,000円		同 左	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同 左		15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは35,000円		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは 10万円)超過額(限度100万円)		同 左		同 左		総所得金額の5%(5万円超のときは5万円)超過額(限度200万円)	
	基礎控除	160,000円		180,000円		190,000円		同 左	
市民税	均等割	400円		同 左		同 左		1,200円	
	所得割	30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		300円	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の 1.0%		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える 部分は上記率の1/2で控除する		同 左		同 左	
	摘要	S47.1.1以降の土地建物等の 譲渡所得は、分離課税 長期 市 3.4% 府 1.6% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 170,000円		同 左		長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% その他 市 4% 府 2% 短期 市 8% 府 4%		同 左	

市民税の税歴(6/16)

		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		昭和55年度	
賦課期日・申告期限		52. 1. 1.	52. 3. 15.	53. 1. 1	53. 3. 15.	54. 1. 1.	54. 3. 16.	55. 1. 1.	55. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 200,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 200,000円 2人目から1人につき 190,000円を加える		同 左		配偶者控除 210,000円 年齢70才以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 210,000円 2人目から1人につき 200,000円を加える		配偶者控除 220,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 180,000円 特別障害 200,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ180,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 190,000円 特別障害 210,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ200,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	200,000円		同 左		210,000円		220,000円	
市民税	均等割	1,200円		同 左		同 左		1,500円	
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%	
	均等割	300円		同 左		同 左		500円	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する		同 左		市民税の所得割から配当所得の 3.0% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する	
	摘 要	長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% (2,000万円超の部分は 市 4% 府 2%) その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は 3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を 総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は3/4を 総合課税) 短期 市 8% 府 4%			

市民税の税歴(7/16)

		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
賦課期日・申告期限		56. 1. 1.	56. 3. 15.	57. 1. 1.	57. 3. 15.	58. 1. 1.	58. 3. 15.	59. 1. 1.	59. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円		同 左		配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円 同居特別障害者控除 250,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左	
市民税	基礎控除	220,000円		同 左		同 左		260,000円	
	均等割	1,500円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%		同 左		同 左		同 左	
	均等割	500円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	税額控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する		同 左		同 左		同 左	
	摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) (8,000万円超の部分は3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左	

市民税の税歴(8/16)

		昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度	
賦課期日・申告期限		60. 1. 1.	60. 3. 15.	61. 1. 1.	61. 3. 15.	62.1.1	62.3.15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		同	左
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000円		同	左	同	左
	生命保険料	15,000円以下 全額 15,000円超40,000円以下 1/2+7500円 45,000円超70,000円以下 1/4+17500円 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500円を超える部分を加算(限度 3,500円)		同	左	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)		同	左	同	左
	基礎控除	260,000円		同	左	同	左
市民税	均等割	2,000円		同	左	同	左
	所得割	20万円以下の金額 2.5% 20万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 95万円 " 6% 120万円 " 7% 220万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%		同	左	同	左
	均等割	700円		同	左	同	左
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同	左	同	左
	税額控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する		同	左	同	左
	摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を 総合課税) 短期 市 8% 府 4%		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%			

市民税の税歴(9/16)

		昭和63年度		平成元年度		平成2年度	
賦課期日・申告期限		63. 1. 1.	63. 3. 15.	63. 1. 1.	元. 3. 15.	2. 1. 1.	2. 3. 15.
所	配偶者及び扶養	配偶者控除 280,000円 老人配偶者控除 290,000円 扶養控除 280,000円 老人扶養控除 290,000円 同居老親等扶養控除 330,000円 同居特別障害者控除 360,000円		同	左	配偶者控除 300,000円 老人配偶者控除 350,000円 扶養控除 300,000円 老人・特定扶養控除 350,000円 同居老親等扶養控除 420,000円 同居特別障害者控除 510,000円	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 140,000-(A×14/33+B×3.3×14/33) ○配偶者控除なし A 給与所得 140,000-(A+B×3.3-330000)×28/33 B 給与所得以外 合計所得金額は 800万円以下が対象		同	左	○配偶者控除あり 300,000-(A×30/35) ○配偶者控除なし 300,000-[(A-350,000)×30/35] 合計所得金額は1,000万円以下が対象	
得	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000 円 特別障害 260,000 円 納税者が老年者か寡婦(夫)又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ240,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000 円 特別障害 260,000 円 老年者控除 480,000 円 寡婦(夫) 240,000 円 勤労学生 240,000 円		普通障害 260,000 円 特別障害 280,000 円 老年者控除 480,000 円 特別寡婦 260,000 円 寡婦(夫) 300,000 円 勤労学生 260,000 円	
	除	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+7500 40,000円超70,000円以下 1/4+17500 70,000円を超えたときは 35,000 円 個人年金があるとき 個人年金の3,500 円 を超える部分を加算(限度 3,500円)	同	左	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは 10万円) 超過額(限度 200万円)		同	左	同	左
市 民 税	基礎控除	280,000 円		同	左	300,000 円	
	均等割	2,000 円		同	左	同	左
	所得割	60 万円以下の金額 3 % 60 万円を超える金額 5 % 130 万円 " 7 % 260 万円 " 8 % 460 万円 " 10 % 950 万円 " 11 % 1,900 万円 " 12 %		120 万円以下の金額 3 % 120 万円を超える金額 8 % 500 万円 " 11 %		同	左
府 民 税	均等割	700 円		同	左	同	左
	所得割	130 万円以下の金額 2 % 260 万円 " 3 % 260 万円を超える金額 4 %		500 万円以下の金額 2 % 500 万円を超える金額 4 %		同	左
税 額 控 除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える 部分は上記率の1/2 で控除する。		同	左	同	左
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、 市 5 % 府 2.5 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は1/2 を 総合課税) 短期 市 8 % 府 4 % 超短期 (S62.10.1以降の譲渡) 市 11 % 府 4 % 総合課税 120/100 のいずれか 多い方		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (S63.3.31までの譲渡で、4,000 万円 超の部分は、市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、 市 5 % 府 2 %) ○居住用財産の譲渡(S63.4.1以降) 市 2.7 % 府 1.3 % (4,000万円超の部分は、 市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、 市 5.5 % 府 2 %) 短期 市 8 % 府 4 % 超短期 市 11 % 府 4 % 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 □特定支出控除の創設		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、 市 5 % 府 2 %) ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (4,000万円超の部分は、 市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、 市 5.5 % 府 2 %) 短期 市 8 % 府 4 % 超短期 市 11 % 府 4 % 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 株式等 市 4 % 府 2 % 特定支出控除 (給与控除後一定支 出額のうち 給与控除後を超える金額)		

市民税の税歴(10/16)

		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度	
賦課期日・申告期限		H3. 1. 1.	H3. 3. 15.	4. 1. 1.	4. 3. 16.	5. 1. 1.	5. 3. 15.	6. 1. 1.	6. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 310,000円 老人配偶者・老人・特定扶養控除 360,000円 同居老親等扶養控除 430,000円 同居特別障害者控除 520,000円		同	左	同	左	同	左 (老人・特定扶養控除 390,000円)
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000円未満 310,000円 50,000円以上100,000円未満 300,000円 100,000円以上300,000円 (A - 50,000) ○配偶者控除なし 400,000円未満 310,000円 400,000円以上450,000円未満 300,000円 450,000円以上300,000円 (A - 50,000)		同	左	同	左	同	左
	A 配偶者の合計 所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象							
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害者・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害者 280,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円		同	左	同	左	同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、 上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左	同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは合計額(限度額 10,000円)		同	左	同	左	同	左
	寄附金	都道府県共同募金会に寄附を行った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		(日本赤十字社も対象)		同	左	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過(限度額は、2,000,000円)		同	左	同	左	同	左
市民税	基礎控除	310,000円		同	左	同	左	同	左
	均等割	2,000円		同	左	同	左	同	左
	所得割	160万円以下の金額 3%		同	左	同	左	同	左
府民税		160万円を超える金額 8%							
		550万円 〃 11%							
府民税	均等割	700円		同	左	同	左	同	左
	所得割	550万円以下の金額 2%		同	左	同	左	同	左
税額控除		550万円を超える金額 4%							
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左	同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市4% 府2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5% 府2%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (4,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5.5% 府2%) 短期 市8% 府4% 超短期 市11% 府4% 又は 総合課税 120/100のいずれか多い方 株式等 市4% 府2%			同	左	同	左	同	左
	○優良住宅地等の造成のための譲渡 市3.4% 府1.6%			○優良住宅地等の造成のための譲渡 市3.4% 府1.6%		○特定市街化区域農地等の譲渡 市5.8% 府2.2%		○その他 市6% 府3%	
	□平成6年度限り所得割の20%(20万円限度)を減税								

市民税の税歴(11/16)

		平成7年度		平成8年度		平成9年度	
賦課期日・申告期限		H7. 1. 1.	H7. 3. 15.	H8. 1. 1.	H8. 3. 15.	H9. 1. 1.	H9. 3. 17.
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円	同	左	同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000円未満 50,000円以上 100,000円以上 ○配偶者控除なし 400,000円未満 400,000円以上 450,000円以上	330,000円 100,000円未満 300,000円 -(A-50,000) 330,000円 450,000円未満 300,000円 -(A-50,000)	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 750,000円以上	330,000円 330,000円 -(A-50,000) 330,000円 750,000円未満 30,000円	同	左
	A 配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 280,000円 480,000円 300,000円	同	左	同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同	左	同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同	左	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左	同	左
基礎控除	330,000円		同	左	同	左	
市民税	均等割	2,000円		2,500円		同 左	
	所得割	200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円	3% 8% 11%	同	左	200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円	3% 8% 12%
	均等割	700円		1,000円		同 左	
府民税	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 4%	同	左	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 6% 府 3% 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120/100 のいずれか多い方 株式等 市 4% 府 2% □平成7年度限り所得割の15%(2万円限度)を減税		同	左	○その他 4,000万円以下 市 5.5% 府 2% 4,000万円超える 市 6% 府 3% □平成8年度限り所得割の15% (2万円限度)を減税	○その他 4,000万円以下 市 4% 府 2% 4,000万円超える 8,000万円以下 市 5.5% 府 2% 8,000万円超える 市 6% 府 3%	

市民税の税歴(12/16)

		平成10年度		平成11年度	
賦課期日・申告期限		H10. 1. 1.	H10. 3. 16.	H11. 1. 1.	H11. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 430,000円 450,000円 560,000円
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000)	330,000円	同	左
		○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)	330,000円		
	A 配偶者の合計 所得金額	750,000円以上 760,000円未満	30,000円		
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 280,000円 480,000円 300,000円	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)		同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左
	基礎控除	330,000円		同	左
均等割	2,500円		同	左	
市民税	所得割	200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円	3% 8% 11%	200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円	3% 8% 10%
	均等割	1,000円		同	左
	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 4%	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。		同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 4,000万円以下 市 4% 府 2% 4,000万円を超え 8,000万円以下 市 5.5% 府 2% 8,000万円を超える 市 6% 府 3% ○短期 市 8% 府 4% ○超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120/100のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □平成10年度限り 納税義務者 17,000円 扶養親族 1人 8,500円を減税		同	左	
				○土地等の事業短期及び超短期課税の廃止 □平成11年度特別減税 所得割の15%(4万円限度)を減税	

市民税の税歴(13/16)

		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
賦課期日・申告期限		H12. 1. 1.	H12. 3. 15.	H13. 1. 1	H13. 3. 15	H14. 1. 1	H14. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円		同左		同左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)	330,000円 330,000円		同左		同左
	A 配偶者の合計 所得金額	750,000円以上 760,000円未満 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象	30,000円				
	障害者・高齢者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円		同左		同左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)			同左		同左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)			同左		同左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円			同左		同左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同左		同左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額			同左		同左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)			同左		同左
	基礎控除	330,000円			同左		同左
	均等割	2,500円			同左		同左
	市民税	所得割	200万円以下の金額 200万円超 700万円以下 700万円を超える金額	3% 8% 10%		同左	
均等割		1,000円			同左		同左
所得割		700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%		同左		同左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。			同左		同左
	摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 8% 府 4% ○超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120 / 100 のいずれが多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110 / 100 のいずれが多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)		同左	○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円

市民税の税歴(14/16)

		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
賦課期日・申告期限		H15. 1. 1	H15. 3. 17	H16. 1. 1	H16. 3. 15	H17. 1. 1	H17. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円		同左		同左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)	330,000円 30,000円		同左		○配偶者控除を適用された場合の上乗せ分の配偶者特別控除は廃止
	A 配偶者の合計所得金額	750,000円以上 760,000円未満	30,000円				
	障害者・高齢者寡婦(夫)・勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 高齢者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円		同左		同左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ (両方あるときは、合計額)			同左		同左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)			同左		同左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円			同左		同左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同左		同左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額			同左		同左
	医療費	総所得金額の5% (10万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000円)			同左		同左
基礎控除	均等割	330,000円			同左		同左
	所得割	200万円以下の金額 200万円超 700万円以下 700万円を超える金額	2.5% 3% 8% 10%		3,000円		同左
市民税	均等割	1,000円			同左		同左
	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%		同左		同左
府民税	均等割	1,000円			同左		同左
	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%		同左		同左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。			同左		同左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110 / 100 のいずれが多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円			○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 4% 府 2% (未公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算22万円 ・所得割 35万円×家族数+加算35万円		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 2.7% 府 1.3% (2000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 3.4% 府 1.6% ○短期 市 6% 府 3% ○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 3.4% 府 1.6% (非公開分) □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)	

市民税の税歴(15/16)

		平成18年度		平成19年度	
賦課期日・申告期限		H18. 1. 1.	H18. 3. 15.	H19. 1. 1.	H19. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)		同	左
	A 配偶者の合計所得金額	750,000円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左
	基礎控除	330,000円		同	左
	均等割	3,000円		同	左
	市民税	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%		6%(一律)
均等割		1,000円		同	左
所得割		700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%		4%(一律)	
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税 1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税 0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税 0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	
	摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.7% 府1.3% (2,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (6,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市3.4% 府1.6% ○短期 市6.0% 府3.0% ○株式等 市2.0% 府1.0%(上場分) 市3.4% 府1.6%(非公開分) □定率控除 所得割額の7.5% (20,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用 ・65歳以上の者に対する125万の非課税措置廃止		所得税から住民税への税源移譲 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市6.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) □定率控除 廃止 ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用	

市民税の税歴(16/16)

賦課期日・申告期限	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	H20. 1. 1.	H20. 3. 17.	H21. 1. 1.	H20. 3. 16.	H22. 1. 1.	H22. 3. 16.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円	同	左	同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上750,000円未満 380,000円(A - 380,000) A 配偶者の合計 750,000円以上760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象	同	左	同	左
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 特別寡婦 300,000円	同	左	同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)	同	左	同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 両方あるときは、合計額(限度額 25,000円)	同	左	同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円	所得控除から税額控除へ変更		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額	同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は、2,000,000円)	同	左	同	左
	基礎控除	330,000円	同	左	同	左
	市民税均等割	3,000円	同	左	同	左
	市民税所得割	6%(一律)	同	左	同	左
府民税均等割	1,000円	同	左	同	左	
府民税所得割	4%(一律)	同	左	同	左	
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	同	左	同	左
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額	同	左	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額	
	寄附金税額控除		地方公共団体、大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部に対する5,000円を超える寄附金について、総所得金額等の30%を控除対象限度額として算出税額から控除		同	左
摘要	税源移譲に伴う年度間の所得変動にかかる平成19年度市・府民税の減額措置					
	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(※)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(※)加算32万円 (※)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	同	左

諸税の税歴(1/7)

		昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
法人 市 民 税	法人税割	9.7/100	同 左	同 左	同 左	10.1/100 (4月1日以降に終了する事業 年度から適用)
	法人均等割	1,200円	1,800円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	
市たばこ消費税	11/100	12/100	13.4/100	15/100	同 左	
固定資産税	1.4/100	同 左	同 左	同 左	同 左	
電気税・ガス税	10/100	9/100	8/100	7/100	同 左	
都市計画税	0.2/100	同 左	同 左	同 左	同 左	

諸税の税歴(2/7)

		昭和41年度	昭和42～43年度	昭和44～47年度	昭和48年度	昭和49年度
法人税	法人税制	10.1 / 100 (6月1日以降 10.4 / 100) (12月1日以降 10.7 / 100)	10.7 / 100	同 左	9.1 / 100	14.5 / 100 (5月1日以降に終了 する事業年度から適用)
	法人均等割	1,800円	資本金 1千万円以下 2,400円 資本金 1千万円超 4,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円		同 左	同 左	同 左	同 左
市たばこ消費税	18.1 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左	
固定資産税	1.4 / 100	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 8万 家屋 5万 償却資産30万	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 15万 家屋 8万 償却資産 100万	
電気税・ガス税	7 / 100	同 左	同 左	6 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)	電気税 6 / 100 ガス税 5 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)	
特別土地保有税	———	———	———	保有分 1.4 / 100 取得分 3 / 100	同 左	
都市計画税	0.2 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左	

諸税の税歴(3/7)

		昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
法人税制	法人税制	14.5/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金1千万円以下 2,400円 ○資本金1千万円超 4,000円	○資本金1億円超 従業員数100人超 24,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 12,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 12,000円 ○その他 7,200円	○資本金1億円超 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 24,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円	○資本金50億円超 従業員数100人超 800,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 400,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 80,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円
市民税	市民税				
	市民税				
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	原動機付自転車 50cc以下 650円 90 " 1,000円 125 " 1,300円 軽自動車 2輪のもの 2,000円 3輪のもの 2,600円 4輪の営業用貨物 2,900円 " 自家用貨物 3,300円 " 営業用乗用 5,200円 " 自家用乗用 5,900円 2輪の小型自動車 3,300円 小型特殊自動車 農業作業用 1,300円 その他 3,900円	同 左	同 左	
市たばこ消費税	18.1/100	同 左	同 左	同 左	
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 15万 家屋 8万 償却資産 100万	同 左	同 左	同 左	
電気税	5/100 (1月1日以降の検針分より適用)	同 左	同 左	同 左	
ガス税	3/100 (1月1日から5月31日分までは4/100を適用)	3/100 (昭和52年1月1日以降の検針分より2/100を適用)	2/100	同 左	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同 左	同 左	同 左	
都市計画税	0.2/100	同 左	同 左	0.3/100	

諸税の税歴(4/7)

		昭和54～55年度	昭和56～57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
法人税割		14.5/100	14.7/100 (昭和56年8月1日以降に終了する事業年度より適用)	同 左	同 左	同 左
	法人税	○資本金50億円超 従業員数100人超 1,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 560,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 134,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 40,000円 ○その他 13,000円	同 左	○資本金50億円超 従業員数50人超 1,500,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 1,000,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 80,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 80,000円 ○その他 27,000円	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 700円 90 " 1,100円 125 " 1,450円 軽自動車 2輪のもの 2,200円 3輪のもの 2,850円 4輪の営業用貨物 2,900円 " 自家用貨物 3,650円 " 営業用乗用 5,200円 " 自家用乗用 6,500円 2輪の小型自動車 3,650円 小型特殊自動車 農業作業用 1,450円 そ の 他 4,300円	同 左	同 左	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 そ の 他 4,700円	ミニカー 2,500円 同 左	
市たばこ消費税	18.1/100	同 左	同 左	同 左	同 左	従価割 14.3/100 従量割 1000本につき 350円
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 15万 家屋 8万 償却資産 100万	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
電気税	5/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
ガス税	2/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(5/7)

		昭和61～63年度	平成元～2年度	平成3年度	平成4～5年度
法人	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	同 左
	市 民 税	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超え 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 そ の 他 4,700 円	同 左	同 左	同 左	
市たばこ消費税 (平成元年度より 市たばこ税)	従価割 14.3 / 100 従量割 1,000 本につき 350 円 ただし、昭和61年5月1日から昭和63 年3月31日までの間、従量割の税率は 1,000 本につき 640 円	1,000 本につき 1,997 円 ただし、旧三級品の紙巻 たばこは 1,000本につき948円	同 左	同 左	
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土 地 15万 家 屋 8万 償却資産 100万	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土 地 30万 家 屋 20万 償却資産 150万	同 左	
電気税	5/100	廃 止	———	———	
ガス税	2/100	廃 止	———	———	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3 / 100	同 左	同 左	保 有 分 1.4/100 取 得 分 3 / 100 遊休土地分 1.4/100	
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	

諸税の税歴(6/7)

		平成6～8年度	平成9～10年度	平成11～14年度	平成15年度
法人	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左
市民税	軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 そ の 他 4,700 円	同 左	同 左	同 左
	市たばこ税	1,000 本につき 1,997 円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき948円	1,000 本につき 2,434 円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,155円	1,000 本につき 2,668 円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000 本につき1,266円	1,000 本につき 2,668 円 (7月1日から 2,977 円) ただし、旧三級品の紙巻たば こは1,000本につき1,266円 (7月1日から1,412円)
	固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土 地 30万 家 屋 20万 償却資産 150万	同 左	同 左	同 左
	特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3 /100 遊休土地分 1.4/100	同 左	同 左	平成15年度より課税停止
	都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(7/7)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19～21年度	平成22年度
法人税制	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円	同 左	同 左	同 左	同 左	
市たばこ税	1,000本につき2,977円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,412円	同 左	1,000本につき2,977円 (7月1日から3,298円) ただし、旧三級品の紙巻た ばこは1,000本につき1,266 円(7月1日から1,564円)	1,000本につき3,298円 (10月1日から4,618円) ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本に つき1,564円 (10月1日から2,190円)		
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万 家屋 20万 償却資産 150万	同 左	同 左	同 左	同 左	
特別土地保有税	平成15年度より課税停止	同 左	同 左	同 左	同 左	
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	同 左	
入湯税	—	1人1日150円	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同 左	同 左	

市 税 概 要 (平成 2 2 年度版)

平成 2 3 年 3 月 発行

発 行 寝屋川市

編 集 寝屋川市財務部税務室
大阪府寝屋川市本町 1 番 1 号
電話 (0 7 2) 8 2 4 - 1 1 8 1 (代)
内線 2 2 2 2

寝屋川市ホームページ <http://www.city.neyagawa.osaka.jp/>